

## 高浜町遠距離通学生徒通学費助成金交付要綱

高浜町教育委員会

### (通則)

第1条 高浜町遠距離通学生徒通学費助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

### (助成の目的)

第2条 別表に基づき学校長が認めた遠距離通学生徒に対して、通学に要する経費の一部を助成することにより、保護者負担の軽減を図り、もって義務教育の円滑な運営に資することを目的とする。

### (助成金交付の対象者)

第3条 高浜町内に住所を有し、JR 列車、自転車又は乗合タクシーにより通学する中学生の保護者とする。ただし、区域外就学生徒の保護者は助成対象から除くものとする。

2 前項のほか、教育委員会が特に助成を要すると認める場合は、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

### (助成金の算定)

第4条 助成金は、次の表に基づき算定するものとする。ただし、JR 列車と自転車を併用して通学する生徒は、JR 列車により通学する生徒として算定する。

区 分	助 成 金 額
JR 列車による通学する生徒	年間通学定期券購入費の8割額
自転車により通学する生徒	1万円（在学期間内に1回のみ助成とする）
乗合タクシーにより通学する生徒	乗車券購入費の8割額

(交付手続)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする保護者は、次の表に基づき高浜町長に申請並びに請求するものとする。

区 分	申請様式	必要証明	申 請 期 限
JR 列車により 通学する生徒	第 1 号様式	JR	購入後すみやかに提出すること
自転車により 通学する生徒	第 2 号様式	学校長	入学後すみやかに提出すること
乗合タクシーにより 通学する生徒	第 3 号様式	区長	乗車予定月毎にすみやかに提出 すること

(助成金の交付)

第 6 条 町長は、前条の規定により進達があった場合は、速やかに対象生徒の保護者の口座に振り込むものとする。

(助成金の取り消し)

第 7 条 虚偽の申請をしたもの及び教育委員会が不当と認めたものは助成金の交付を取り消すことがある。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるものの他、助成金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めるものとする。

附則

この要綱は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正後の要綱は平成 18 年 10 月 1 日から施行する。